

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	かながわボランティア活動推進基金 21 条例		
条 例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 10 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	県民部NPO協働推進課		
条 例 の 概 要	ボランティア団体等の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金 21 の設置及び管理に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	かながわボランティア活動推進基金 21 (以下「基金 21」という。) は、ボランティア団体等 (以下「団体等」という。) の活動を推進するために設けられたもので、現在においても設置する必要がある。この条例は地方自治法第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、基金 21 の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	基金 21 は、県と団体等が協働して行う事業への負担、団体等が行う公益を目的とする事業への補助及び団体等に対する表彰を行っており、不特定多数の者の利益の増進に寄与する団体等の活動の促進に有効に機能している。	負担 (H13～H21) 25 事業 568, 241 千円 補助 (H13～H21) 33 事業 117, 275 千円 表彰 (H13～H20) 40 団体等 31, 600 千円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	基金 21 は、公共債を中心に運用されており、その事務執行・運用は、効率的に行われている。	運用益 111, 276 千円 (H20 年度) 運用額 10, 709, 044 千円 (H20 年度末)
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	基金 21 は、「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」を掲げる「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)